

新型コロナウイルス 感染者発生時対応マニュアル

【2022.7.6版】

0722最新版

(公財) 全国高体連テニス専門部

当マニュアルは新型コロナウイルス感染症の感染状況等に応じて改訂いたします。

新型コロナウイルス 関連特別規定（高知総体のみに適用）

報告義務に関する規定

- 1) 感染者や濃厚接触者が部内に出た場合は、速やかに大会事務局及び(公財)全国高等学校体育連盟テニス専門部事務局へ報告すること。
- 2) 校内、クラス内で感染者が出た場合のルール等で出場ができなくなった場合、速やかに大会事務局及び(公財)全国高等学校体育連盟テニス専門部事務局へ出場辞退を申し出ること。

選手入れ替えに関する特別規定

- 3) 登録選手の中に新型コロナウイルスの感染者・濃厚接触者が出た場合、登録選手の入れ替えを認め、入れ替える人数に上限は設けない。**なお、入れ替えの期限は2022年7月26日までとする。**
 - ・入れ替える場合は除外されず残った選手と新しく入る選手を実力順に登録すること。
 - ・隔離期間が終了し復帰する場合は、登録入れ替えにより追加登録した選手を除外し、実力順に再登録すること。**※複数選手を入れ替えた場合は復帰した選手人数分の人数を除外**

補欠校及び補欠選手繰り上げに関する特別規定（大会要項 6 競技方法 (3) に従う）

- 4) 出場辞退校が出た場合、2022年7月25日までを期限とし補欠校の繰り上げを行う。
- 5) 補欠校は繰り上げ対応期間中に繰り上げ出場が決定した場合、即日、出場の可否に関して大会事務局及び(公財)全国高等学校体育連盟テニス専門部事務局に回答すること。
- 6) 繰り上げ出場が不可能な補欠校が出た場合、出場権は次の補欠順位校へ移行するものとする。
- 7) 補欠校がいなくなった場合、もしくは繰り上げ出場の受け付けられる期限（2022年7月25日）を過ぎた場合は欠場校数分ドロウにByeをいれる。
- 8) 個人戦についても同様とする。

出場記録に関する特別規定

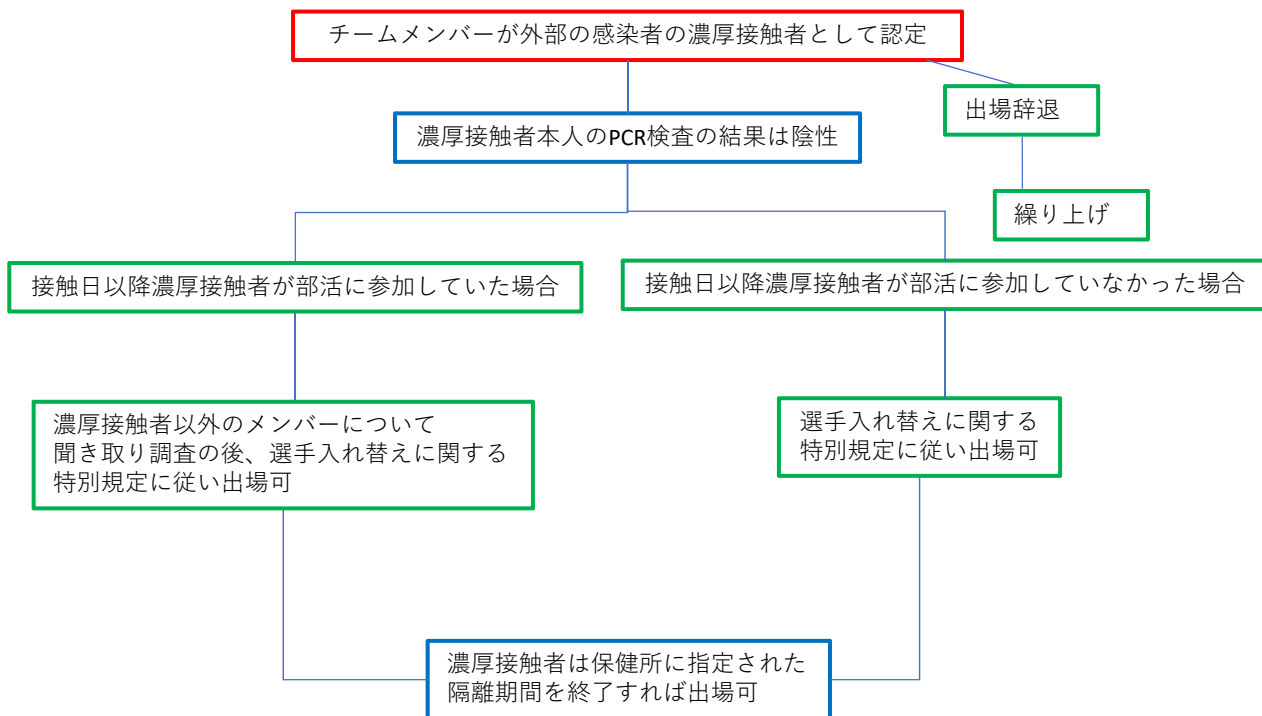
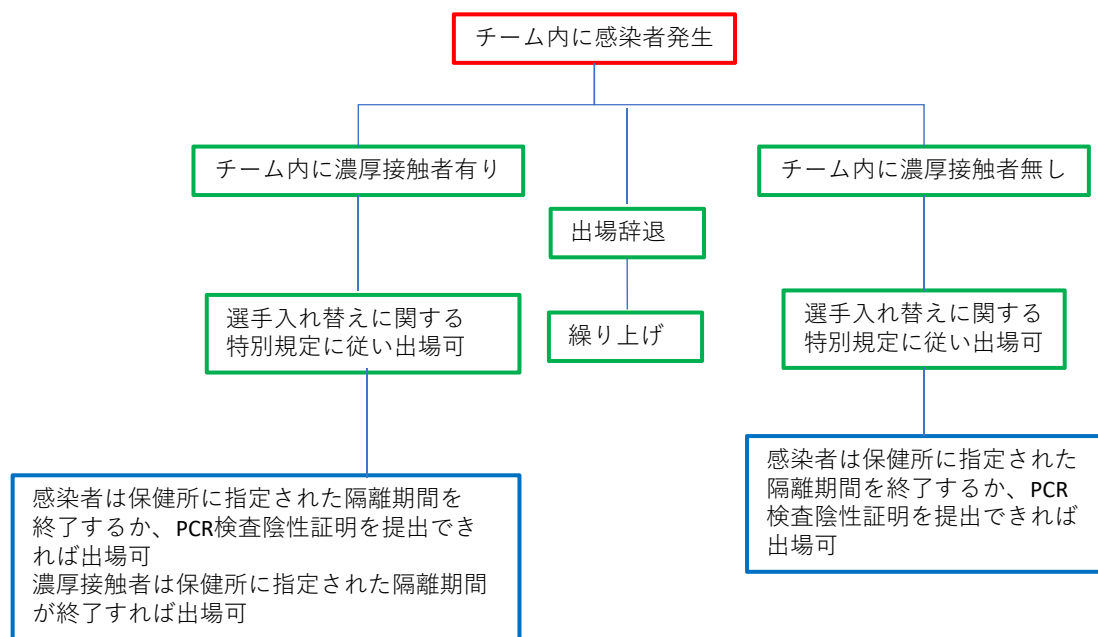
- 9) 新型コロナウイルス関連の理由で出場を辞退した場合・失格になった場合、出場校として記録に残すものとする。
- 10) 補欠校が繰り上げにより出場した場合、出場校として記録に残すものとする。

関連既存規定の確認

- ・出場可能な選手が5名を下回った場合は失格とする。

~~※競技開始後（7月27日以降）の参加規定については別紙「高知総体-出場校向け-大会期間中の体調不良者発生時の対応」に定めます。~~

～7月25日（団体戦出場校 繰り上げ期限まで）



発生事案

チーム要件

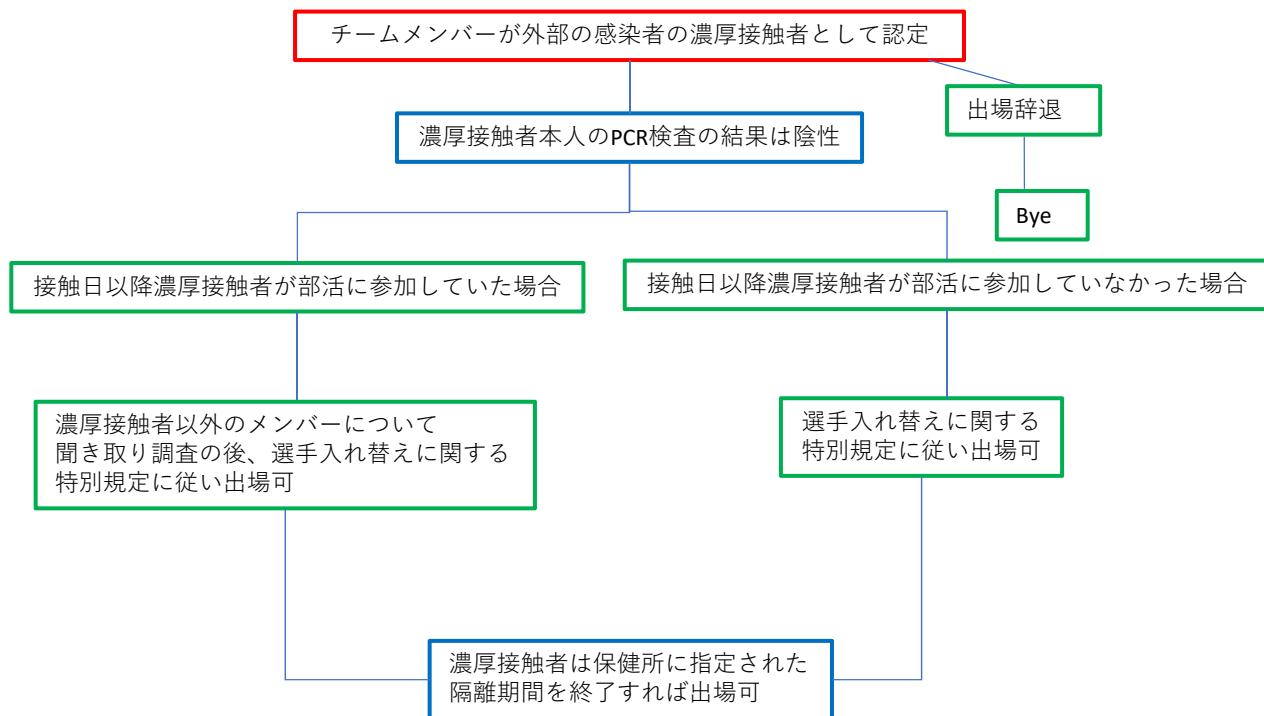
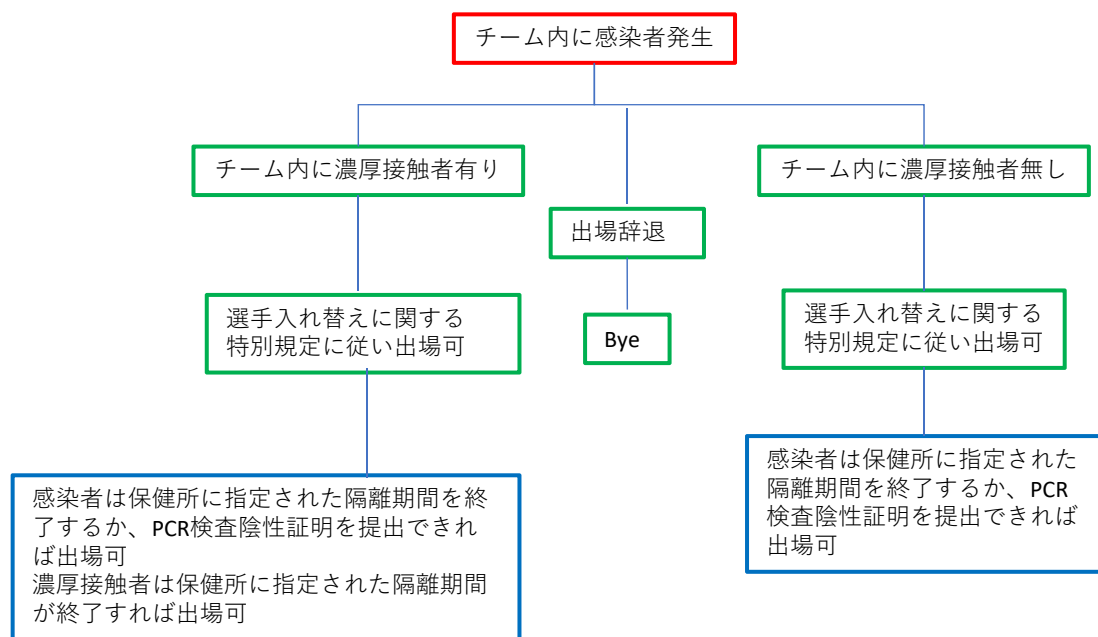
個人要件

※チームメンバーの定義：日々同じ場所で部活動を共にしている部員、監督、コーチ、顧問、スタッフ

※濃厚接触に当たるかどうかは、各都道府県の最新の判断基準に従い、所属の学校長が判断する

※PCR検査陰性が出場条件になった場合、その証明書を提出すること

7月26日（団体戦出場校 大会前日）



発生事案

チーム要件

個人要件

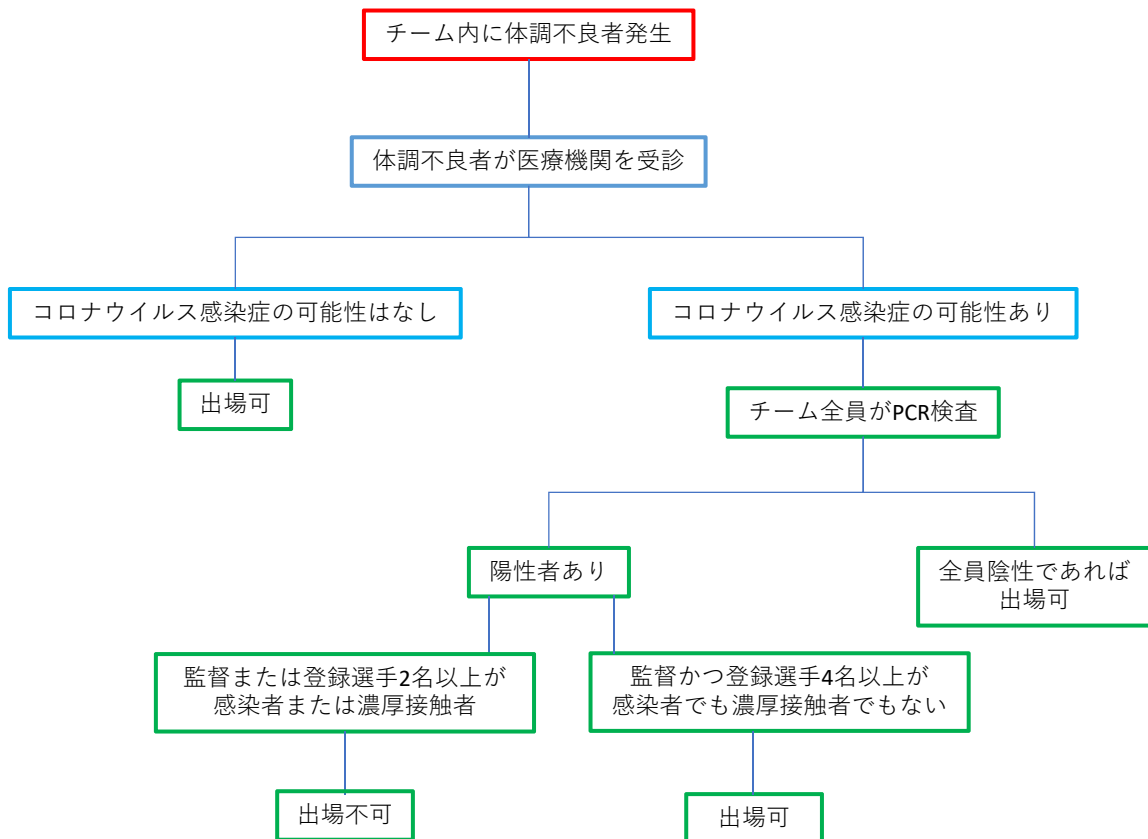
※チームメンバーの定義：日々同じ場所で部活動を共にしている部員、監督、コーチ、顧問、スタッフ

※濃厚接触に当たるかどうかは、各都道府県の最新の判断基準に従い、所属の学校長が判断する

※PCR検査陰性が出場条件になった場合、その証明書を提出すること

7月27日以降（団体戦出場校）

オーダー提出の時間までに下記の要件が満たせなかった場合は棄権となります。



発生事案

チーム要件

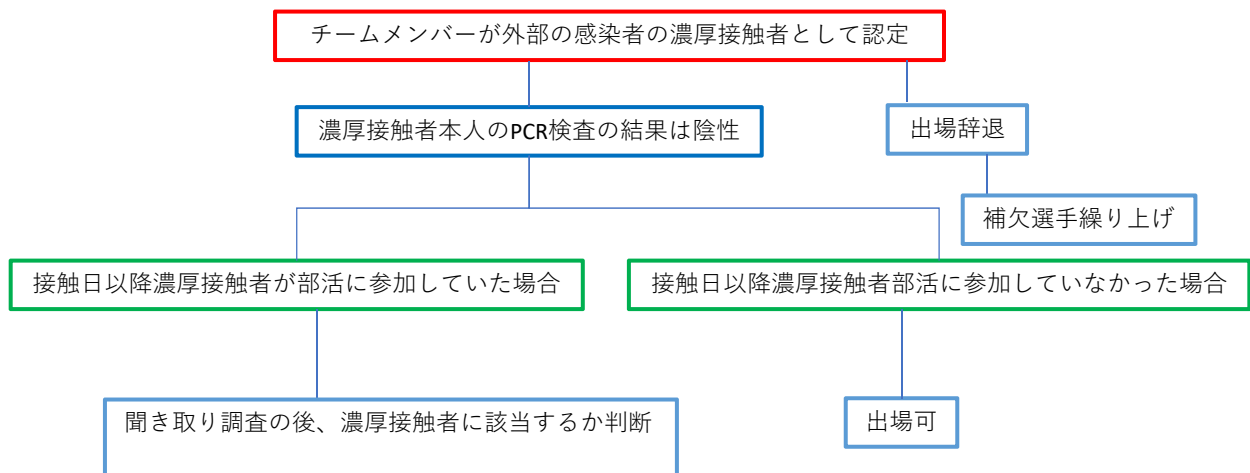
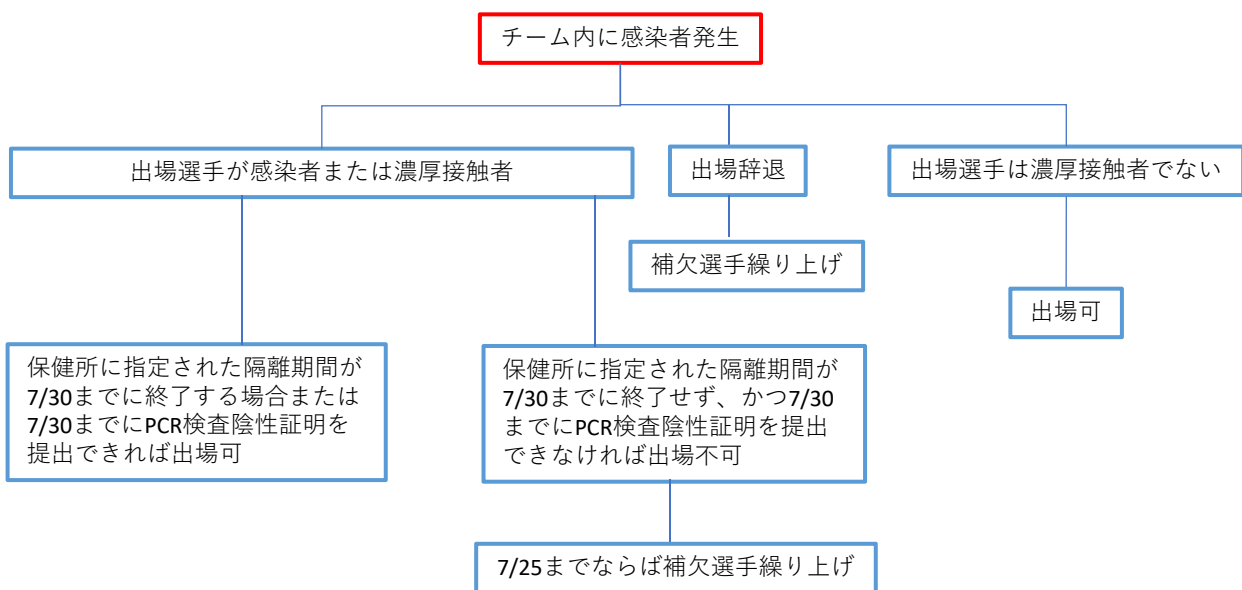
個人要件

※チームメンバーの定義：日々同じ場所で部活動を共にしている部員、監督、コーチ、顧問、スタッフ

※濃厚接触に当たるかどうかは担当保健所に判断してもらうこと

※PCR検査陰性が出場条件になった場合、その証明書を提出すること

～7月25日（個人戦出場者 繰り上げ期限まで）



発生事案

チーム要件

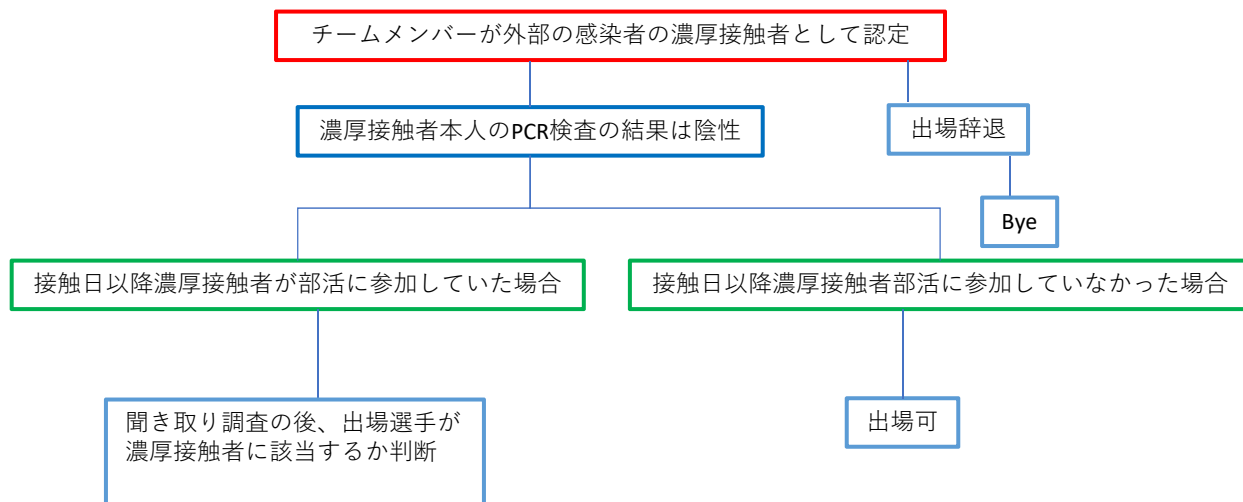
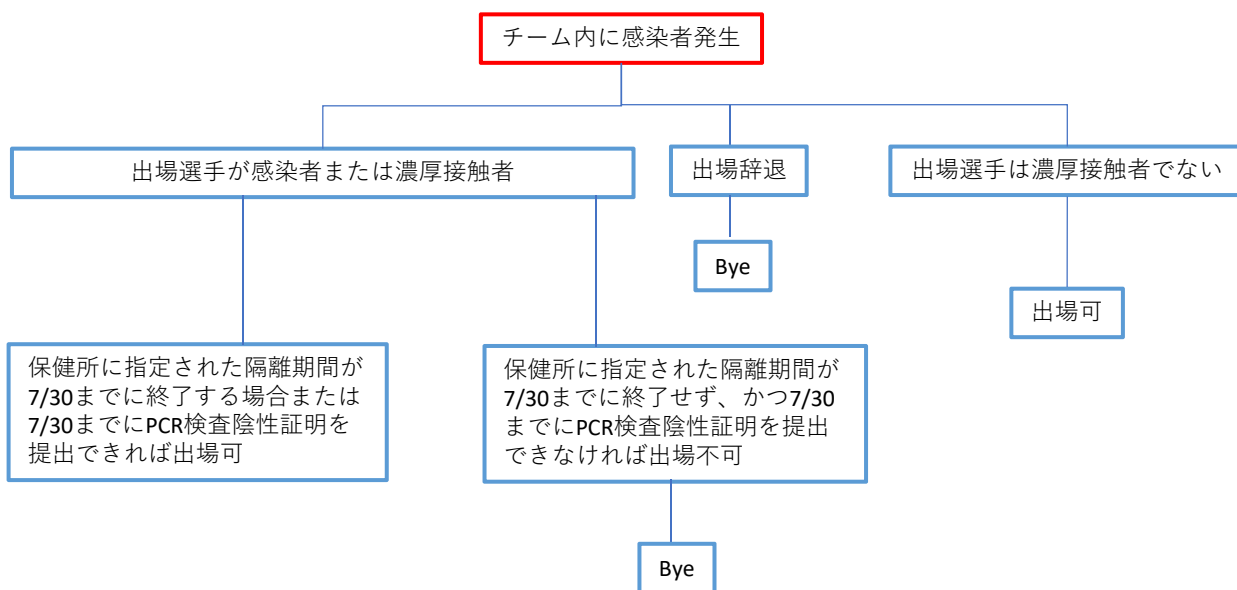
個人要件

※チームメンバーの定義：日々同じ場所で部活動を共にしている部員、監督、コーチ、顧問、スタッフ

※濃厚接触に当たるかどうかは、判断する者も含め各都道府県の最新の判断方法に従う

※PCR検査陰性が出場条件になった場合、その証明書を提出すること

7月26日～7月30日（個人戦出場者）



発生事案

チーム要件

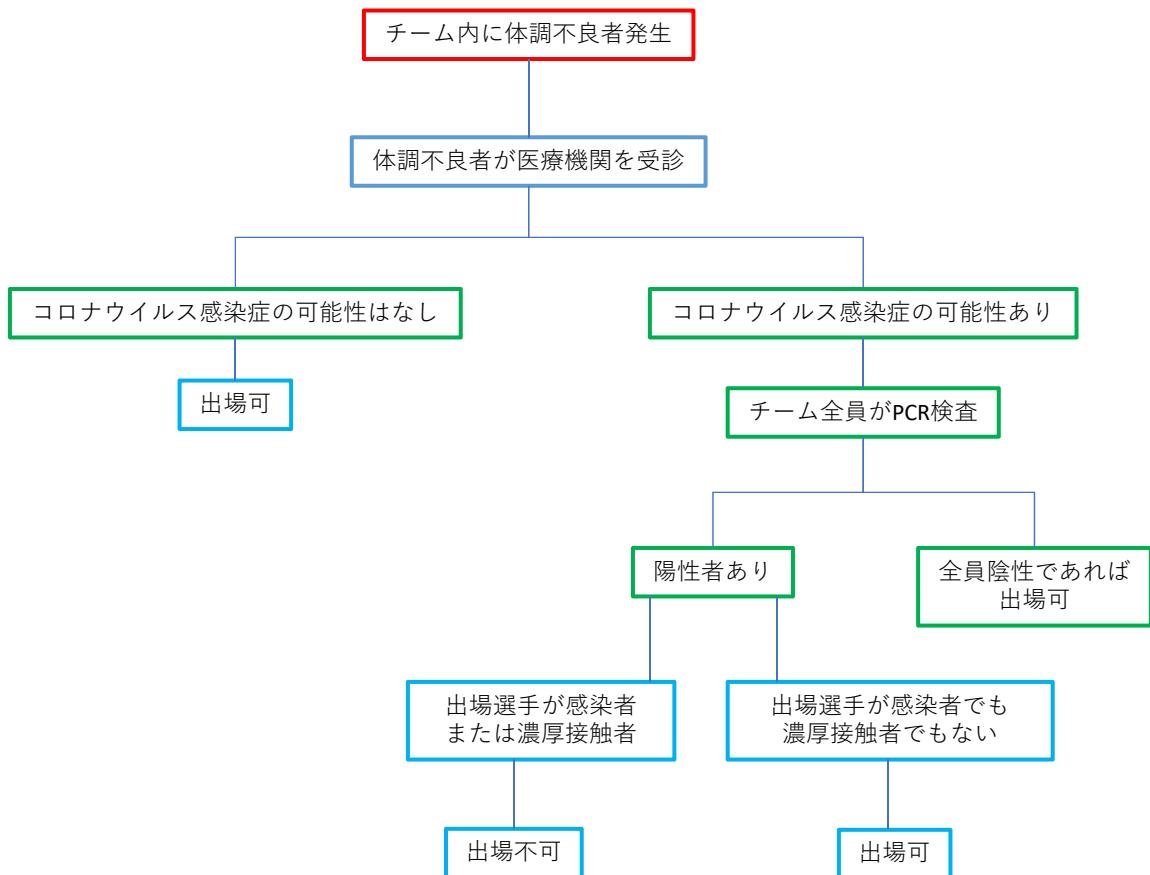
個人要件

※チームメンバーの定義：日々同じ場所で部活動を共にしている部員、監督、コーチ、顧問、スタッフ

※濃厚接触に当たるかどうかは、判断する者も含め各都道府県の最新の判断方法に従う

※PCR検査陰性が出場条件になった場合、その証明書を提出すること

7月31日以降（個人戦出場者）
試合開始時間までに下記の要件が満たせなかった
場合は棄権となります。



発生事案

チーム要件

個人要件

※チームメンバーの定義：日々同じ場所で部活動を共にしている部員、監督、コーチ、顧問、スタッフ

※濃厚接触に当たるかどうかは担当保健所に判断してもらうこと

※PCR検査陰性が出場条件になった場合、その証明書を提出すること

【参考資料 1】

濃厚接触者の定義

(厚生労働省 新型コロナウイルス感染症診療の手引き第7.2版)

「患者（確定例）」の感染可能期間（発症 2 日前～）に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・ 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護なしに患者（確定例）を診察、看護もしくは介護していた者
- ・ 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他：手で触れることのできる距離（目安として 1 m）で、必要な感染予防策なしで、患者（確定例）と 15 分以上接触があった者（周辺環境や接触状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

【参考資料 2】

退院基準・解除基準

管轄保健所と患者情報を交換し、退院基準を満たすかを確認する。

なお、オミクロン株感染者の退院基準に関しては、厚生労働省からの自治体・医療機関向けの事務連絡等を参照すること。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00088.html

1. 退院基準

1) 有症状者【注1】の場合

- ①発症日【注2】から10日間経過し、かつ、症状軽快【注3】後72時間経過した場合、退院可能とする。
- ②症状軽快後24時間経過した後、PCR検査または抗原定量検査【注4】で24時間以上間隔をあげ、2回の陰性を確認できれば、退院可能とする。

2) 無症状病原体保有者の場合

- ①検体採取日【注5】から10日間経過した場合、退院可能とする。
- ②検体採取日から6日間経過後、PCR検査または抗原定量検査【注4】で24時間以上間隔をあげ、2回の陰性を確認できれば、退院可能とする。

*上記の1, 2において、10日以上感染性を維持している可能性がある患者（例：重度免疫不全患者）では、地域の感染症科医との相談も考慮する。

【注1】人工呼吸器等による治療を行わなかった場合

【注2】症状が出始めた日とし、発症日が明らかではない場合には、陽性確定に係る検体採取日とする。

【注3】解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合をいう。

【注4】その他の核酸増幅法を含む。

【注5】陽性確定に係る検体採取日とする。

【注6】退院後に再度陽性となった事例もあることから、退院・解除後4週間は自ら健康観察を行い、症状が出た場合には、速やかに帰国者・接触者相談センターへ連絡し、その指示に従い、医療機関を受診する。

3) 人工呼吸器等による治療を行った場合

- ①発症日から15日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合（発症日から20日間経過までは退院後も適切な感染予防策を講じること）
- ②発症日から20日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後、PCR検査または抗原定量検査で24時間以上をあげ、2回の陰性を確認した場合

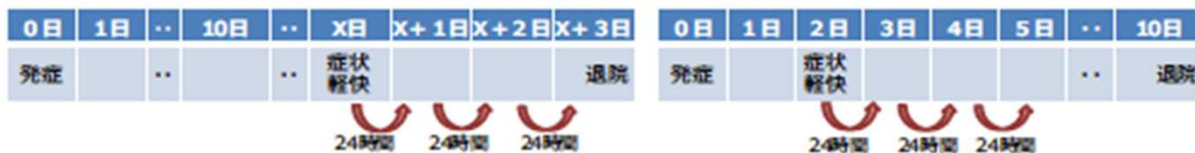
【出展：厚生労働省「新型コロナウイルス感染症診療の手引き第7.2版」】

【参考資料 3】

期間計算のイメージ

【有症状の場合】 ※人工呼吸器等による治療を行わなかった場合

① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、退院可能



② 症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあけ、2回のPCR等検査で陰性を確認できれば、退院可能

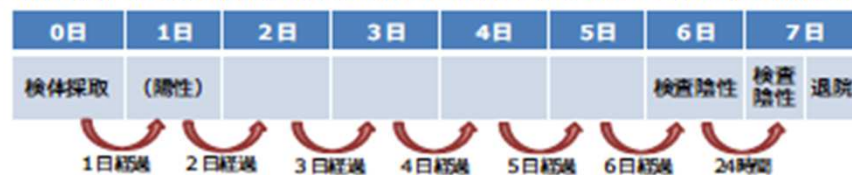


【無症状病原体保有者の場合】

① 検体採取日（陽性確定に係る検体採取日）から10日間経過した場合、退院可能



② 検体採取日から6日間経過後、24時間以上間隔をあけ2回のPCR等検査で陰性を確認できれば、退院可能



↑有症状の場合は1段目右の発症日から10日が最短
無症状の場合は最下段の7日が最短

【出展：厚生労働省「新型コロナウイルス感染症診療の手引き第7.2版」】